

### 第3回 三豊市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時：平成31年2月28日（木）

17:00～18:30

場所：危機管理センター202会議室

#### 1. 開会

事務局（嶋田）	<p>本日は、お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>三豊市地域包括支援センターで社会福祉士をしています嶋田と申します。</p> <p>定刻が参りましたのでただいまから、第3回三豊市成年後見制度利用促進審議会を開催させていただきます。</p> <p>本日は、オブザーバーとして高松家庭裁判所首席書記官の松井隆樹様、高松家庭裁判所観音寺支部の山田憲治様、広域の中核機関を担う香川県社会福祉協議会地域福祉課長十河真子様にご出席いただいておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、西谷会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
西谷会長	<p>こんばんは。審議会ですが、第1回目で基本計画（素案）を事務局より示していただき、本日は素案の中の中核機関、成年後見支援センター等のご提案ということで、皆さんと議論し深めていただきたいということです。貴重な時間ですので、活発な意見とご審議をよろしくお願いいたします。</p>
事務局（嶋田）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本日の委員の出欠状況を確認いたします。委員総数12名全員の出席を得ておりますので、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、今回の会議に関しては議事録を作成いたします。議事録については、「三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針」第10条及び第11条の規定によりまして、原則公開いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、同指針第3条の規定により、附属機関等の会議は、公開するものとなっております。傍聴者の受付をしたところ、現在傍聴者はおりませんでしたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条によりまして、会長の方で議事を進めていただくということで、西谷会長様よろしくお願いいたします。</p>

## 2. 協議事項

### (1) パブリックコメント（意見公募）について

西谷会長	パブリックコメントについて事務局より説明をお願いします。
事務局（細川）	<p>資料3ページをご覧ください。三豊市成年後見制度利用促進基本計画素案に対するパブリックコメントの募集を実施しました。期間は、平成31年1月4日から平成31年2月4日でした。意見は1件、寄せられています。</p> <p>資料の4ページになります。素案の「4. 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方(2) 基本的な考え方②地域連携ネットワークの基本的仕組み③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性についてのところについて、中核機関あるいは協議会の構成員として、家庭裁判所に属する参与員（元職含む）を参加させて構成されることを提言します。」というご意見をいただいております。提案の理由として、「参与員は成年後見制度全般を熟知し、その本質を具体的に把握しています。後見人のみならず、保佐人や補助人の選定においても、裁判所の選定手続きの流れやポイントを具体的に把握しています。後見人などの選定に携わった経験から、専門家の一人として制度適応の相当性や後見人候補者の適性などについて一定の事前判断ができます。制度普及についての意識が相当高くあります。」とのご意見をいただいております。また、参考事例としまして、「成年後見の申し立てにおいては、申立人から親族の一人を後見人候補者として届け出ることが多くありますが、申立人や候補者に対しては、参与員から制度や後見事務について、必ずヒヤリングが行われますが、候補者が後見事務を理解していないケースが多く、申立人の希望する後見人であっても選定されないことが多くあります。候補者が後見事務を理解していない理由の多くは、市や関係機関の職員から「単に候補者として名前を書いておくように」と説明を受けただけというものがほとんどで、職務内容などについて誤った説明を受けていたりするケースも散見されます。このような場合は、全て適性がないとして参与員から裁判官に却下する旨の進言がなされ、それに沿った審判決定が出る 경우가多く、否応なく専門家（弁護士や司法書士）が後見人として選定されており、申立人の希望に添えない結果が出ています。参与員が後見人の選定で深くかかわっていること。また、成年後見制度を深く理解しているということで、成年後見制度の利用促進の構成員の一人として参加させてはどうか」というご意見でした。参与員の方を中核機関の構成員として参加させるかどうかというところにつきましては、家庭裁判所も関係してくると思われますので、家庭裁判所からもご意見をいただきたいと思っております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、パブリックコメントに対して委員の皆様の意見をお願いします。</p>
高松家庭裁判所 松井首席書記官 （オブザーバー）	事務局より、「参与員を中核機関の構成員として参加させる」という意見が寄せられているとお話がありましたので、事前に家庭裁判所内で裁判官も交えて協議してまいりました。結論的には消極という結果です。理由としては、そもそも中核機関は市町村に設置される機関ですので、非常勤と言えども裁判所職員がその構成員に

	<p>なるのは、それがオブザーバー的立場で参加するとしても、中核機関と裁判所の成年後見制度上の立場を考えると相当ではないと思われること、本審議会にも裁判所の立場で書記官がオブザーバーで参加していることです。参与員は一般国民の良識を司法制度に反映させるという国民の司法参加の一つであり、簡易裁判所であれば司法委員、刑事裁判では裁判員と同様、一般の良識で裁判官へ参考意見を述べる役割（ただし、裁判員には評決権あり。）となります。成年後見制度では候補者の方の面接等を実施し、どのような事情で申し立てたのかということなどを伺う役割になります。その際には、必要に応じて事前に裁判官、書記官を交え協議を行い、対象者にどのようなことを質問するのかを決め、それをもとに参与員が当事者から意見を聞くという流れになります。また、参与員も特別職の国家公務員ですので守秘義務があり、相談内容自体を審議会で披露するということは、参与員を退いた後でも守秘義務がありますから、できないということになりますが、それ以外の電話対応や窓口対応のケース等の一般的な話であれば、参与員との事前協議や後の意見聴取の結果も把握している書記官が、本審議会にもオブザーバーとして参加させていただいているので大丈夫ではないかと考えています。従って参与員をオブザーバー的に参加させることについても、消極と言うしかないという意見です。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。その他いかがでしょうか。</p>
事務局（細川）	<p>例えば、参与員を退いた元職の方が、何らかの形で参加する方法を考えたときに専門的な知識も持たれているということであれば、市民後見人をするということは可能でしょうか。</p>
松井首席書記官 （オブザーバー）	<p>本人のご意向ですので、上記守秘義務の点に御注意いただければ、可能であると思います。</p>
事務局（細川）	<p>中核機関の人材育成の中に市民後見人の育成ということがありますので、そういったところで、元職の方にこれまでの知識であるとか、経験を話していただくことということで関わっていただくことは可能でしょうか。</p>
松井首席書記官 （オブザーバー）	<p>現職ではない方であれば、上記守秘義務の点に御注意いただければ、可能であると思われれます。しかし、元参与員という肩書になると、中核機関でのマッチング作業などをする際に、各々の機関の立場上の問題もあり、裁判所との繋がりに無用の疑念を持たれるのではないかとという裁判官等の意見がありました。</p>
西谷会長	<p>よろしいでしょうか。 パブリックコメントの意見としては、中核機関あるいは協議会の構成員として、参与員を参加させて構成することを提言します。という提案ですので、元職の方が市民後見人に適切かどうかは別として、参与員の方を構成員として入れるのかどうかについて意見を伺いたいと思います。皆さん今ご説明いただいた事柄で、提言のとおり受け入れるのかについてはいかがでしょうか。</p>
秋月副会長	<p>裁判所のほうから消極という意見が出されています。成年後見制度を裁判所側から見ているという意味では、参与員も同じだと思いますが、より専門性や実務に携わっているのは、書記官であると思います。家庭裁判所の書記官の方がオブザーバーと</p>

	して参加して参加してくださっていますので、参与員の方は中核機関の構成員として参加いただくよりも、市民後見の担い手となる等他のところでご協力いただければ良いかと思えます。
西谷会長	ありがとうございました。その他の委員の皆様ご意見がありましたらよろしく願いたいと思います。(その他特になし)

(2) 三豊市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について

西谷会長	それでは、(2) 三豊市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について事務局よりお願いします。
事務局(細川)	<p>それでは、資料6ページをご覧ください。特に基本計画16ページから20ページに書かれております中核機関の運営主体と機能という重要なところになってまいります。前回もご説明いたしましたが、もう一度、再確認のためご説明させていただきます。三豊市の場合は、中核機関を「直営の包括」、「市の社協」、「広域で香川後見ネットワークのある県社協」を想定しています。この三者で中核機関の機能を担って広報、相談、利用促進、後見支援、不正防止といった機能と効果をそれぞれ発揮しているという考え方をしております。それについて、基本計画の中で示させていただいております。市長申し立てや受任者調整、地域ケア会議を利用したチーム体制の調整などは引き続き包括で行っていく。また、新しく社協において市民後見人の候補者の支援や親族後見人の支援、市民後見人の育成などを中核機関として担っていただければと考えています。また、県社協に広域のところとして、特に相談の中でも専門的な相談・支援、例えば相続や借金などに関するトラブルを抱えているケースについては、包括や市社協だけでは解決することが難しく、広域にある香川後見ネットワークの中の弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職に相談を受けていただくということが必要であると思っております。</p> <p>成年後見制度利用促進の中の市民後見人の養成については、香川後見ネットワークが現在行っておりますので、三豊市も委託して一緒に中核機関の役割を担っていただきたいと考えております。具体的な内容等について、県社協の担当者からも現在の実施状況や取り組みに対する意見についてお伺いできればと考えております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。ただ今のご説明に対するご意見、ご質問がありましたらよろしく願います。(特になし)</p> <p>それでは、本日香川県社協の地域福祉課課長の十河様に来ていただいております。前回の会議では中核機関を作り、資料6ページに示しているように中核機関は市と社協と広域で行うというところまでで、具体的には詰められていませんでした。計画素案にある通り、ミクロ、メゾ、マクロというところで進めていく際の受任者調整や市民後見人の養成や専門的な相談支援について香川後見ネットワークで事務局をされている十河様からご説明をお願いいたします。</p>
香川県 社会福祉協議会 地域福祉課課長	<p>かがわ後見ネットワークについてご紹介させていただきます。かがわ後見ネットワークは三豊市の中核機関において期待される役割の周知・啓発・専門的な相談支援、市民後見人の養成等を行っています。現在、香川県内で弁護士、司法書士、社会</p>

<p>十河(委員以外)</p>	<p>福祉士のそれぞれ専門職団体と県行政、県社協、市町社協を含めて、かがわ後見ネットワークという権利擁護のためのネットワークを平成 23 年度から取り組んでいます。法人格は持っておらず、ネットワークの中で団体間の連携を深めていくということと、それぞれ専門職団体が地域の中でどのような役割を担えるかといったことを協議している団体となります。その一つに弁護士、司法書士、社会福祉士の地域担当制を実施しています。それぞれ市町の権利擁護にかかわる相談を、市町担当の弁護士、司法書士、社会福祉士に対して市町、社協の職員が電話、来所、訪問等で相談できる体制です。個別の事案に対するケース検討にも協力できる形をとっています。また研修、広報・啓発にそれぞれ三士会からご協力いただき実施しています。研修では、市民後見人の養成を県全体で実施しております。広報啓発に関しましては、県社協で権利擁護に関するパンフレット等を作成して広報啓発をしています。地域担当制については三豊市でも包括や社協でご利用いただいています。中核機関で求められている専門職による相談対応に関してはこの仕組みを利用いただければ、対応可能であると思います。市民後見人の養成に関しては、県内の市町で市民後見人の養成に取り組んでいるところが、丸亀市、坂出市、さぬき市の3市が市民後見人の養成に取り組んでいます。3市では、県全体で基礎部分の研修を行い、実践的な部分を市町で行う役割分担で研修を実施しています。現在実施のカリキュラムに関しては、少し見直しが必要ではないかという意見もあります。例えば、地元の社会資源を知るというカリキュラムは市で行う等の役割分担を行いながら市民後見人の養成は実施できると考えています。</p> <p>また、三士会には地域担当制以外にも社会福祉士施設や地域のサロンなどに対して講師派遣の仕組みを作っており、その際にパンフレット等での周知啓発し、地域の人に成年後見制度等を知っていただく機会を作っています。かがわ後見ネットワークの運営につきましては、県社協に県の障害福祉課、長寿社会対策課からそれぞれ一部委託を受けて事業実施をしています。今後、各市町においてこの仕組みを活用していただく中で、県からの委託費だけでなく、市町からの委託を受けて実施できる体制を整えていくということも今後必要ではないかと考えています。</p> <p>社協の法人後見については、県内の8市9町のうち15の市町の社協で実施しており、他の2回所についてもこれから法人後見に取り組めるよう県社協としても協力していく予定です。県内の市町において成年後見制度の利用促進が行政と社協と包括を含めて十分協議ができるように県社協としては取り組みをしていきたいと考えています。資料8ページにそれぞれの中核機関の機能を表しています。左側ができるだけ身近な地域で実施するのがいいのではないかと考えて整理しております。右側の大きな円のところに県全体の中核(支える中核)各市町が利用促進でかかわる中で、専門職の派遣や人材の養成など広域で対応したほうがいい機能を県全体の支える中核に入れています。県社協としては、市町によって取り組み状況が違いますが、支える中核を県社協で行えたらと考えています。県にも同様の説明をしております。また、他の各市町でも同様の説明をさせていただき、それぞれの市町の状況にあった</p>
-----------------	---

	<p>役割を整理していきたいと考えております。小さな町については1町単位でなく複数の町で協議できればいいのではないかと同時に進めているところです。(資料9ページ)各市町の状況について掲載しております。丸亀市、坂出市の2市については、社協に元々後見センターの機能がありましたので、後見センターへ任せると聞いております。三豊市のように複数の機関で役割を分担し、全体で中核機能を担うという形は他の市町でも取り入れやすいと思います。1か所に中核機能を集めるという形は外から見るとわかりやすいですが、1か所に負担が集中しないというやり方も必要ではないかと思っております。後見センターへ一括してお願いする部分と役割分担をし、それぞれ担っていく形があると思います。県全体で担うべき役割として周知広報啓発、人材育成、人材バンク等の意見が市町からあります。専門職の派遣、受任の調整、県全体のネットワークの構築ということが県全体で求められている役割ではないかと思っております。今後、各市町と話を進めたうえで、県社協の体制も含めて機能強化が必要ではないかと考えております。</p> <p>(資料10、11ページ)高松家庭裁判所から提示していただいた香川県における成年後見制度の概要の資料です。三豊市の昨年7月時点で成年後見制度を利用されている112名のうち親族の後見人が38名、親族以外が74名となっており、三豊市においては親族以外の方が後見人になっているようです。このことから、専門職の後見人、社協の法人後見、市民後見人等を検討していく必要があるのではないかと考えているところです。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様からご質問などありましたらお願いいたします。</p>
時岡委員	<p>私も香川後見ネットワークに関わっております。図を見て皆様からのご質問を伺うほうがいいと思います。その答えを十河さんが答えてくださると思います。よろしくお祈りします。</p>
西谷会長	<p>市民後見人の養成について時岡委員お願いします。</p>
時岡委員	<p>市民後見人の養成について三豊市の計画にもありますが、香川県で市民後見人の養成を平成17、18年ごろから実施しております。しかし、研修したがそのあと市民後見人になれないというケースも出てきています。丸亀市、坂出市は市民後見人として活躍されている人もいます。さぬき市も約12名のうち数名が社協の法人後見の支援員として活動されております。市民後見人の養成については、はじめは県で実施することができますが、その後は地域に密着したことが必要となってくるので、フォローアップ研修などを継続する必要があります。現在丸亀市、坂出市、さぬき市の3市とも行っています。そのあたりのことを三豊市の社会福祉協議会に担っていただきたいと思っております。講師等については、十河さんからも説明があったように講師派遣を使用していただければ、費用もそれほど掛からないと思います。そういった点も含めて検討していただければありがたいと思っております。</p> <p>専門職だけでは後見人を担っていくことは困難になりつつあります。専門職の中で行っている人は、ケースを多く受任していますが、しない人は全くしない。専門職</p>

	<p>といっても、成年後見が中心の仕事でない人がほとんどです。そういった点でも、地域の方で一人暮らしや、問題ない方、施設を利用している人などには、市民後見人の方が付くほうが専門職よりもいいと思います。専門職は本人に会うのは月に1回2回程度であり、市民後見人であれば、軽度の認知症の方で話し相手がほしいという使い方もできると思いますので、ぜひ三豊市で市民後見人の養成を早く進めてほしいと思っております。</p>
西谷会長	<p>もう一度、事務局より審議会の役割についてご説明をお願いします。</p>
事務局（細川）	<p>審議会についてですが、基本計画の21ページが全体のイメージになります。審議会では成年後見の利用促進を行うための、地域連携ネットワークがうまく進んでいるかどうかを点検評価し、次の基本計画の策定に向けて協議する役割があります。基本計画には、どのような取り組みをするかということに記載しているわけですが、その中身について今、話し合っているということになります。三豊市では地域連携ネットワークは本人を中心としたチームとしての「地域ケア個別会議」、それから関係機関が集まった協議会として「地域ケア推進会議」があります。また、中核機関である包括はチームや協議会の運営などを担っていくことを考えています。そして、三豊市においてどのような体制で中核機関を機能させるのかといったことを審議していただいていることになります。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。中核機関の広域の部分を担当いただく香川後見ネットワークからは市民後見人の話がありました。市民後見人の養成については、県レベルでの養成も行いますが、実際に動いていただく市民後見人を三豊市でどのようにして養成していくかという話についてです。基本計画の17ページの成年後見制度利用促進機能のところにそれが入ってくると思いますが、そのことについて審議会で意見を出してもいいということですので、ぜひ委員の皆様よろしく願いいたします。</p> <p>私も本日、丸亀市社協市民後見人の養成講座を一コマ担当してきました。内容としては面接や面談の話をしてきました。参加者は16名ほどおられ、その中には市民後見人として活動されている方もいらっしゃいました。丸亀市や坂出市では市民後見人の活動が始まっています。成年後見制度の利用促進を考えたときに専門職だけでは、必要がある人の支援を十分に行えなくなっている。市民の立場で後見人を担っていただければというニーズもあるという提案いただいております。そのあたりについて委員の皆様のお考えをお願いいたします。</p> <p>市民後見人をバックアップされるのは社会福祉協議会の方だと思われませんが、社会福祉協議会さんいかがでしょうか。</p>
藤川委員	<p>市民後見人の方につきましては、日常生活の支援員から入っていくのが自然な流れかと思っております。事業の展開につきましては理事会と評議会の承認を受けてからということになると思いますが、市の政策の中で社協としてはなるべく意に沿った流れで実現できるように努力してまいりたいと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。その他いかがでしょうか。</p>

重信委員	もし、私が市民後見人になりたいと希望した場合、最終的に決定するのは裁判所でしょうか。法人後見人がいて、市民後見人ができることは少ないとは思いますが、県社協で市民後見人の養成等をしておられると思いますが、裁判所へ申請したときに、市民後見人としてほぼ認められるのか、ほとんど認められないのか。市民後見人の養成について考えるにあたって、そのあたりについて教えていただければと思います。
西谷会長	時岡委員お願いできますでしょうか。
時岡委員	香川型の市民後見人がありまして、初めは社協の日常生活支援員などが研修を受けて、そののちに社協の法人後見の支援員として活動をスタートします。その後、社協か市になるかはその組織によって違いますが、その活動を見てこの人であれば、市民後見人でも活動できると判断すれば、社協や市からこの人に市民後見人でやっつけるといふ名簿を家庭裁判所へ提出します。市民後見人になっても初めから一人でやってくれというわけではなく、市民後見人には後見監督人が付きます。香川県の場合はほとんど社協が付いています。わからない場合は社協と相談しながら活動をしていくこととなります。ですので、はじめから一人で実施しなければならないわけではありません。市民後見人になれるかどうかについては、最終的には家庭裁判所の判断になりますが、おそらく市民後見人が必要なケースというのは、弁護士等が必要な困難ケースは外されると思います。おそらく、施設に入所して身寄りがない人や地域で生活していてほとんど問題がない人で、お金の使い方がだけがわからない人などが対象になると思われます。何%がそうなるかはわかりませんが、丸亀市と坂出市では市民後見人として推薦した人はほとんどなっていると思います。
西谷会長	ありがとうございました。
松井首席書記官 (オブザーバー)	時岡委員のご発言のとおりです。利用促進基本計画の18ページに受任者調整についての記載がありますが、法律問題、親族間紛争などを抱えていて難しいという案件を市民後見人をお願いして、あとは知りませんということであれば、市民後見人の方は活躍できないと思います。そういった事案については専門職に依頼するようにしていますし、そうではないケースに関しては市民後見人を調整して推薦をいただいている状況だと思えます。推薦された者のうち何%が後見人になれるのかというよりも、100%なれるように受任者調整をしっかりと行っていくことが重要であると思えます。そういった点において中核機関には、香川後見ネットワークの地域担当制もあるということですので、専門職等の意見を聞きながらしっかりと受任者調整をしていただき、推薦された方が選ばれるようにするのが理想的な形であると思えますし、裁判官もそう考えていると思えます。
西谷会長	ありがとうございました。その他のところで不明な点等はありませんでしょうか。
仁井委員	市民後見人は何名くらい養成することを考えているのでしょうか
事務局(細川)	予測は難しいのですが、はじめは10名程度ではないかと思っております。研修を数日間受けていただき、その後は社協の法人後見の支援員をしていただき経験を積んでいただきます。その後、社協の法人後見のケースの中で、施設に入っていて普段の面会と入院費等の支払いのみなどというケースであれば、市民後見人のほうがより

	<p>身上保護を重視した対応をしてもらえないかと考えております。</p>
仁井委員	<p>どの程度のケースが市民後見人の必要なケースとなると考えていますか。</p>
事務局（細川）	<p>予測が難しいのですが、増えてくると思っております。坂出市では市民後見人を養成した後に、社協において法人後見支援員として活動していただくということで、法人後見の受任数も増えてきたということもあるようです。担い手の数が増えてくれば、受任するケースも比例して増えてくる傾向があると思われます。</p> <p>もし、施設の方が市民後見人に期待することや対象になるケースが実際にあるかなどをお伺いできれば参考になると思います。</p>
藤川委員	<p>社協で受任しているケースについて担当者より報告させていただきます。</p>
亀山委員	<p>社協が受任したケースは、在宅で生活されている方で、頻回な支援が必要な方を主に受任させていただいています。困難と感じる事例としては、紛争などが関係すると難しいと思います。簡単なものであれば、施設の支払いであったり、本人とのコミュニケーションがメインになってくるようなケースだと思います。実際に市民後見人が養成されれば地域とのつながりを大切にした支援ができればと思っております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。その他いかがでしょうか。</p> <p>社会福祉施設の立場から山本委員いかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>施設でも後見人が必要な方は増えてきています。身寄りのない方などがいらっしやいますので、そういった方は成年後見制度の申請を行い、社会福祉士の方や司法書士の方に担当してもらっています。</p> <p>後見人には金銭的な管理や今後サービスを変更するにあたっての相談などをさせていただいております。また、後見人の方にお問い合わせできる部分と医療的な面や亡くなった時の対応などを考えていかなければならないと思っております。</p> <p>また、相談支援の部分では、本人をどのような制度につなぐ必要があるのかについても、利用することで制限されることなど、メリット、デメリットを学んだ上で進めていかなければならないと思っております。</p>
筒井委員	<p>時岡委員がおっしゃってくださった通り、市民後見人が担当となり地域の人が施設に頻回に訪問してくださることになれば、施設としてもありがたいと思います。家族がおられても、入所されたら疎遠になられる方もおられますので、そういった形でも支えてもらえるのはありがたいです。もし、市民後見人が担当になった時に不安に思うこととしては、緊急時に病院に搬送された際の医療同意や亡くなられた後についても、市民後見人だけでは難しいと思います。そういうときのこと決めていかなければと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局（細川）	<p>医療同意や亡くなった後のことについては、成年後見制度ができてからずっと課題であったことだと思います。この点について、司法の立場から教えていただければと思います。</p>
秋月副会長	<p>医療同意と死後事務については、常に課題となっております。成年後見制度を利用したから解決される問題ではないのが現状です。成年後見人には医療同意の権限はあ</p>

	<p>りません。成年後見制度を利用してできることとしては、財産管理などの契約行為がメインとなりますので、医療同意は契約行為ではなく、できないということになっています。しかし、成年後見人には身上配慮義務がありますので、本人がどのような治療を受けたいかということについては常に気にしています。後見人は医療同意はできないにしても、身上配慮に関する本人の意思決定支援のために、キーパーソンになる親族がいないかなどの一定程度の調査は行っています。</p> <p>また、死後事務については法律改正がありまして、死後事務について一定程度後見人ができるようになりました。火葬、埋葬については裁判所の許可をもらって行うことができるようになっております。いざ亡くなって関わってくれる親族がいないときには、後見人が火葬や埋葬を行うことを裁判所の許可を得て実施したケースもあります。ただし、後見類型のみであり、保佐、補助はできません。特に身寄りがないときについては、保佐、補助類型の方については、死後事務委任として誰かに依頼するということを検討します。成年後見制度ですべて解決できるとは限らないですが、後見人として対応しているときには本人のための司令塔として、つなげるサービスは何かあるかなど相談して進めています。法律の限界もありながらも裁判所とも協力をしながら実施しています。</p>
西谷会長	ありがとうございます。
事務局（細川）	<p>これまで後見人が付けばすべて後見人が財産管理や身上保護などをするということが想定されていたのですが、それでは後見人ができないことについて支援が不足していく。本人にとってのメリットの一つということで、計画の中では「後見人支援機能」を記載しています。後見人支援機能というのは地域連携ネットワークにかかわる地域の関係者、医療、福祉、親族などがチームになり本人を支えるということを考えているところです。先ほどの医療同意や死後事務などについて後見人ができないことについて、秋月委員も言われていたように、他に親族がいないか、支援のできる人はいないかなど様々な方向から本人にアプローチしていくということが特徴的なところだと思います。後見人が付いたからと言って後見人のみが支援するのではなく、介護のケアマネや地域包括や医療、障害サービス、民生委員など様々な人が関わることを想定しています。</p>
西谷会長	<p>中核機関についてお示しいただきました。中核機関についてご質問等ありませんでしょうか。中核機関についてはご理解いただけたということであれば、次の協議に移りたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>素案に記載されている成年後見支援センターの部分についてもご説明いただけたらと思います。</p>
事務局（細川）	<p>素案の16ページ、④の地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき具体的機能等の中に、今後成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成等を担う「成年後見支援センター」（仮称）の設置を進める等と記載させていただいています。この部分で想定しているのは、他の市で実施している成年後見支援センターを三豊市でも設置できればいいのではないかと考えているところです。センターを設置するにあ</p>

	<p>たつては社会福祉協議会の中に設置するようになるのかと思っております。そこで、社協で今後検討していただくことにはなりますが、「成年後見」に絞ったセンターという名称よりも、日常生活自立支援事業や生活困窮事業も含めて対応できるように、「権利擁護支援センター」という名称のほうが社協で設置がしやすいということであれば、基本計画の中でも名称を変更し、統一したいと考えております。そのことについてご意見をいただければと思っております。</p>
西谷会長	<p>素案の中で明記されておまして、成年後見支援センター（仮称）と提示していただいておりますが、成年後見制度のみならずもう少し広い意味合いを持たせて、社会福祉協議会で検討していただければという意見ですが、本日は審議会ですのでこの場でご意見等ありましたらお願いできればと思います。社会福祉協議会はいかがでしょう。</p>
藤川委員	<p>この件につきましては、当然社会福祉協議会が担うべきことだろうと考えております。ただし、理事会、評議員会の承認を得たうえでのことになると思います。名称についてはこだわらないですが、前回の審議会でも申し上げましたように、センターをどこに設置するのかということが一番の問題だと思います。前回の審議会でもお伝えしたように生活支援、後見を必要としている方は、高瀬、詫間エリアが8割であり集中しております。社協の本所は山本町にありまして距離的に離れております。限られた職員の中で兼務をしながら、この事務を進める上では物理的に困難な状況になっております。市にお願いということではありますが、市の政策を考えるうえで社協の場所についても、特段の配慮をいただけたらと思っております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。三豊市で考えていただくということになりますね。今の話からすると社会福祉協議会に機能を持たせることについては、よいだろうという意見でしたので、その方向で進めていただけたらと思います。その他ご意見はありませんでしょうか。</p>
事務局（細川）	<p>基本計画の素案の21ページについて一部訂正をお願いいたします。本日の協議にもありましたが、中核機関の圏域については、日常生活圏域から広域に訂正させていただきたいと思います。また、中核機関の設置区域についても市及び広域に訂正させていただければと思います。</p>
西谷会長	<p>それでは（3）の今後のスケジュールについてご説明をお願いします。</p>
事務局（細川）	<p>策定スケジュールについて、第1回審議会を平成30年の11月26日からスタートし本日第3回の審議会になります。パブリックコメントと素案につきまして本日議論いただきました。3月には基本計画の策定としたいと思っております。</p> <p>その後は、基本計画に沿って実施していくという流れにしたいと思っております。それ以降の審議会については、基本計画に沿って地域連携ネットワークがうまく機能しているかということを確認いただくこととなります。その際には、実際に三豊市の中で起きている市長申し立てについて、支援困難事例や後見がうまく進まなかった事例などを紹介しまして、今後どのように運営していけばいいかということについて審議していただければよいと思っております。</p>

西谷会長	ありがとうございます。事例を取り上げて審議会で議論するということについては、実務の話を審議会ですということになりますか。
事務局（細川）	事例検討ではなく、事例検討についてはチームで協議することを考えています。チームや協議会で話をしている中で行き詰っているところや連携が取れていないことについて、審議会でご意見をいただければと考えています。
西谷会長	地域連携ネットワークがどのような動きをしているか、動いているのかどうかなどについて審議会で議論すると理解してよろしいでしょうか。
事務局（細川）	はい。
西谷会長	その他、今後の予定について皆様からご意見ありましたらお願いいたします。それでは、内容ですので（４）その他について事務局よりお願いいたします。
事務局（細川）	<p>資料の１２ページからになります。情報提供となりますが、今後、市町村職員、中核機関職員に向けての研修が予定されているということです。三豊市におきましては包括、社協、県社協が中核機関になりますが、その職員が中核機関とは何かということをしっかり認識して、対応できるようになっておかなければ形だけになってしまうというおそれがあります。人材育成について国のほうで考えているということです。現在（案）ということですが、基礎研修３日間、応用研修２日間を考えているということです。このような研修を通して中核機関の職員がスキルアップしていくということになります。</p> <p>資料１３ページからになりますが、成年後見制度の診断書の改定と本人情報シートが今後新しくできるということを前回審議会でもご説明させていただきました。要点を説明いたしますと１５ページの改定のポイント①チェック項目の順番を重い順でなく、軽いほうからの順番に変更したことや障害の有無を記載する欄を新設したということなどがあります。またご確認ください。さらに１６ページからの本人情報シートの作成というところになりますが、実際に本人の家庭的社会的状況に関する情報を医師に伝えるということになります。作成者としては本人の身近にいるソーシャルワーカーやケアマネージャーが想定されているということになります。活用方法については１７ページで診断書の補助資料として使用する部分と後見開始後に本人を支援する際にも使用することが想定されています。どのように本人の状況が改善されてきたかということもシートで確認できるようになっています。１８ページの本人情報シートですが、客観的な情報を書くということがポイントになると思います。記載者の主観が入ってしまうと、事実と異なってしまうことがあります。あくまでも中立な立場で書くことが必要であるということでした。本人情報シートの作成や情報を読み取ることについても知識や経験が必要になってくると思います。そのためにも中核機関の人材育成研修なども受けた上でこのシートも活用していかなければならないかと思っております。</p>
松井首席書記官 （オブザーバー）	今般、診断書の改定と本人情報シートの活用及び鑑定書の改定が行われることになり、統一書式を最高裁が作成しました。平成３１年４月１日より運用を開始することになっています。電子データは４月１日以降ホームページに掲載される予定にな

	っております。
大塚委員	今までの様式よりも変わっていると思います。客観的にとらえて記載するという印象を受けました。
松井首席書記官 (オブザーバー)	実際の記載例なども掲載される予定です。基本的には、医師に本人を診断していただく時に、本人の普段の生活状況をケアマネさん等に記入していただいた本人情報シートを参考にしていただきながら診断していただくことが、より正確な診断につながるのではないかとこの考えのもとに作成されたものになります。
大塚委員	介護保険の主治医意見書も含めてそういったことは、大切なことだと思います。よろしくをお願いします。
西谷会長	本人情報シートの取り扱いについて倫理上の重さはこれまでのアセスメントシートと同じように考えたらよろしいのでしょうか。
松井首席書記官 (オブザーバー)	そうです。
西谷会長	その他いかがでしょうか。 特になければこれで協議事項は終了となります。事務局にお返しします。
事務局（嶋田）	以上で、本日の協議事項は終了いたしました。 それでは、閉会にあたりまして、健康福祉部長 滝口よりご挨拶申し上げます。
滝口部長	それでは、閉会にあたりまして一言お礼申し上げます。本日は、大変お忙しい中、貴重な時間をいただき、ご審議いただきまして、誠に有難うございました。 三豊市においても認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加、未婚率の上昇や晩婚化に伴う少子化など今後の人口減少と少子高齢化の進展が確実に見込まれる中、成年後見制度のニーズは一層高まってくると思われまます。家族・地域社会の変容にあわせ、成年後見制度を利用する方がメリットを感じられるよう体制整備をすすめるため、昨年10月に審議会を設置し、11月より三豊市における成年後見制度利用促進基本計画の策定に向けて取り組んでまいりました。基本計画は来月に策定、来年度4月より実施となる予定です。本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご協力を賜りました三豊市成年後見制度利用促進審議会委員の皆様方に心から御礼申し上げます。 今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。本日はどうも有難うございました。
事務局（嶋田）	以上をもちまして、第3回三豊市成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。 長時間ご審議ありがとうございました。交通には気をつけてご帰宅ください。